登　録　申　請　書

資金決済に関する法律第63条の３第１項の規定により暗号資産交換業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）［略］

（第３面）

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．「外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等」は、資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において暗号資産交換業者の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を記載すること。

４．「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国暗号資産交換業者における取締役及び監査役に相当する者を記載すること。

５．［略］

６．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（業務委託先も含む。）の所在地及び連絡先を併せて記載すること。

７．［略］

（第４面）

10. 営業所の名称及び所在地

［表略］

（記載上の注意）

１．暗号資産交換業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。

［２．・３．　略］

（第５面）

11. 取り扱う暗号資産の名称及びその概要

暗号資産の名称		暗号資産の単位	
暗号資産の主な用途			
暗号資産の保有又は移転の仕組み			
暗号資産の発行状況			
暗号資産の流通状況			
暗号資産に表示される権利義務の内容			
暗号資産に内在するリスク			

登　録　申　請　書

資金決済に関する法律第63条の３第１項の規定により仮想通貨交換業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）［同左］

（第３面）

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．「外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等」は、資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において仮想通貨交換業者の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を記載すること。

４．「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国仮想通貨交換業者における取締役及び監査役に相当する者を記載すること。

５．［同左］

６．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（業務委託先も含む。）の所在地及び連絡先も記載すること。

７．［同左］

（第４面）

10. 営業所の名称及び所在地

［同左］

（記載上の注意）

１．仮想通貨交換業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。

［２．・３．　同左］

（第５面）

11. 仮想通貨交換業の内容及び方法

⑴　仮想通貨交換業の内容及び方法

仮想通貨交換業の名称	
取り扱う仮想通貨の名称	
仮想通貨交換業の内容	
仮想通貨と法定通貨又は他の仮想通貨の交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	